

第 4 5 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる各情報を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年 4月13日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ①R4弥富相生山線に係る折衷案作成業務委託に関する契約書、特記仕様書
- ②上記業務委託に関して報告書作成までに業者と打合せしたメモ及び業者に提供した貸与資料一覧等の全て

2 令和 5年 7月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、令和 4年度弥富相生山線に係る折衷案作成業務委託（以下「本件業務委託」という。）の受注者との打合せ記録簿（第 1回～第12回開催分）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年10月17日、審査請求人は、名古屋市長に対し、本件処分を不服として、審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、公開決定及び一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書には、職名及び氏名が含まれており、これらの情報は特定の個人を識別することができることのうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 4号に該当

本件行政文書には、市の検討情報が含まれており、これらの情報が公になった場合、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

本件行政文書には、市の行政運営情報が含まれており、これらの情報が公になった場合、関係者との信頼関係を損なうおそれや今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われるため、非公開とする。

2 また、実施機関は、弁明書において本件行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 弥富相生山線の経緯

ア 平成16年より事業に着手したが平成22年に前市長より整備中断の指示がなされ、平成26年12月に「弥富相生山線の道路事業を廃止し、公園として整備する」との前市長の方針が表明された。

イ 令和元年度、市議会において「道路と緑地は切り分けて、まず道路の存廃について明らかにすべきだ。」また、「道路の機能は交通量だけで決まるものではない。都市計画道路は、交通の機能に加え、防災、交通安全など地域の安全安心やまちづくりの機能なども考慮すべきだ。」との指摘がなされた。

ウ これらの経緯をふまえ令和 2 年度には、工事中断から10年を経過した交通、環境の状況変化や、道路の有無による地域の防災や安全安心への影響について調査、分析を行い、学識者の方々に評価、検証をいただいた。

エ 学識者からは、「道路をつくれば効果はあるが、環境がどうなるかは、はっきりとはわからない。しかし、このまま放置しておくのは最も良くない。」「価値観の違いによる対立は収まらないので、現実的な解として折衷案が必要。」との意見をいただいた。

オ その後、行政による検討を行い、折衷案の作成が必要であるとの判断をした。

(2) 非公開とする理由

ア 折衷案については、環境配慮事項や環境配慮のための具体的な方策の検討、折衷案の方向性など、現在その検討を行っている途中の段階であ

り未確定の情報が多く含まれていることに加え、今後の更なる調査検討により状況が変わることも見込まれる。

イ これらの未確定の段階の情報が公になった場合、確定された情報として誤解され市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当する。

ウ また、検討内容には、折衷案の運用方法や施設整備方法の検討、説明資料の作成など、個人の財産や生活に影響を及ぼす可能性がある内容も含まれ、それらの情報が市民間に一方的に広まり、誤った解釈をされるおそれがある。

エ 折衷案に関わる内容は、地域住民にとっても関心が高い情報であり、これまでも弥富相生山線にかかわる情報は、まずは地域住民に説明を行ってきた経緯がある。

オ そのため、地域住民に説明するより先にこれらの情報を公開した場合、地域住民に行政に対する強い不信感を生じさせるおそれがあり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件行政文書のうち、出席者の受注者側の氏名を除き、非公開とした決定を取止め公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 行政が進めている「折衷案作成」は、市民から要望したものではない。

市民に対してその理由、その根拠・方法等が打合せ記録で明らかにされる必要がある。

(2) 「折衷案作成」を業務委託するにあたり、その経過と根拠がどのように説明され委託しているのかが「黒塗り」では不明である。折衷案作成業務委託を始める際に、当然その折衷案の概略と名古屋市の姿勢が受託者に対して説明されているはずであり、それは打合せ記録に出てくるはずである。

- (3) 今回のように非公開にする理由が不明であり、不可解である。相生山緑地の将来像を市民とともに協働して作る一環とするならば内容を全て公開しても何ら問題がないはずである。条例第 1 条の趣旨に反している。
- (4) 非公開とする理由として「折衷案については…折衷案の方向性など…現在その検討を行っている途中の段階であり未確定の情報が多く含まれている」としている。「折衷案の方向性」を検討しているとしているが、本来、委託前に市民と話し合われるべき内容であり、「非公開にする理由」には到底なりえない。
- (5) 「検討内容には折衷案の運用方法や…それらの情報が市民間で一方的に広まり、誤った解釈をされるおそれがある。」と理由づけしているが、「誤った解釈をされる」内容があるということか。「折衷案」の根拠などを明らかにせず運用方法や施設整備方法を検討することを非公開とする理由にあげることは本末転倒であり、隠れ蓑にしてはいけない。まずは公開し「折衷案」の根拠などを明らかにする必要がある。また、「折衷案業務委託」は 2 回も手直しを重ね、業務委託提出の期限は大幅に延長され、業務委託料も約 5,000 万円にも上る。時間もお金もどのように使われているのか、費用対効果の面からも公開される必要がある。
- (6) 「地域住民に説明を行ってきた経緯がある。…先に情報を開示した場合、地域住民に行政に対する強い不信感を生じさせるおそれがある。」としているが、私たちも地域住民である。どの地域住民とどのような約束をされたというのか。情報公開が不信感を助長していることこそ、逆に不信感を生み出しているのは行政のこの姿勢ではないかと思われる。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書において、実施機関が非公開とした情報のうち、条例第 7 条第 1 項第 1 号該当により非公開とした部分を除いた情報（以下「本件情報①」という。）が条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性

の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 弥富相生山線について

(1) 都市計画道路弥富相生山線事業について

周辺地域における通行の安全性の確保や渋滞解消などを目的として計画された相生山緑地を東西に横断する都市計画道路整備事業である。

平成 5年 9月に都市計画事業認可を取得して事業に着手し、市民の声や専門家のアドバイスを取り入れ、平成16年 2月に環境に配慮した都市計画変更を行い、事業を進めてきたが、平成22年 1月に前市長の指示により工事が中断され、平成26年12月に前市長から、弥富相生山線の道路事業は廃止し、公園として整備するとの方針が示された。

令和 2年度に、工事中断から10年を経過した交通、環境の状況変化や、道路の有無による地域の防災や安全安心への影響について調査及び分析を行い、その結果を踏まえた学識者による評価及び検証の中で、折衷案が必要との意見があり、行政として折衷案の作成が必要であると判断し、令和 4年度に本件業務委託を行った。

(2) 折衷案について

弥富相生山線について、当初計画どおりの道路をつくるのか、つくらないのかのどちらかではなく、部分的になるかもしれないが、期待されている効果をできる限り早く市民に還元できるように、国内外の先進事例、新技術を踏まえながら、環境に配慮した構造や使い方などを検討した事業計画案である。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、本件業務委託において、折衷案を作成する検討途中の段階における受注者との打合せ記録簿であり、発注者名、受注者名、出席者名、場所、日時及び打合せ結果が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 4号該当性について

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、本件業務委託における、環境配慮事項や折衷案の方向性などに関する実施機関と本件業務委託の受託者との打合せ結果であり、本市の審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(3) 次に、上記第 3の 2(2) ア及びイの実施機関の主張のとおり、本件情報①を公開すると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるか否かについて判断する。

ア 折衷案の検討過程を公開することに一定の利益は認められるが、一方で弥富相生山線については市民から非常に高い関心を向けられている状況において、実施機関が主張するように、未確定の情報や今後の調査検討により変更となる可能性のある情報を公開することで、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることは否定できない。

イ しかしながら、本件行政文書を確認したところ、本件情報①には、本件公開請求において公開された契約書・特記仕様書に記載された情報と同内容の情報や受託者に対する一般的な指示内容（以下「本件情報②」という。）が記載されており、本件情報②は公開することにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

(4) 以上のことから、本件情報①のうち本件情報②を除いた情報（以下「本件情報③」という。）は、条例第 7条第 1項第 4号に該当するが、本件情報②は、同号に該当するとは認められない。

6 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 実施機関は、本件情報①が条例第 7条第 1項第 5号にも該当すると主張しているが、本件情報③は同項第 4号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断せず、本件情報②についてのみ、同項第 5号の該当性について判断する。

(2) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件情報②は、弥富相生山線の折衷案に関連した本市が行う事務又は事業に関する情報であるが、上記 5(3) イのとおり、すでに公開されている情報等であることから、公開することにより、本市の事務事業の遂行に支

障が生じるおそれのある情報とは認められない。

(4) したがって、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 10 月 27 日	諮問書の受理
12 月 11 日	弁明書の受理
令和 6 年 1 月 18 日	反論意見書の受理
11 月 15 日 (第 79 回第 2 小委員会)	調査審議
12 月 20 日 (第 80 回第 2 小委員会)	調査審議
令和 7 年 1 月 17 日 (第 81 回第 2 小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第 81 回第 2 小委員会)	調査審議
1 月 23 日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里

別表

公開すべき情報が記載された部分	公開すべき情報
打合せ記録簿（第 2回）	(1) 環境配慮事項 1行目から 2行目まで (2) 環境配慮のための具体的な方策の検討 2行目から 5行目まで (3) 折衷案の方向性 （環境影響評価の進め方について） 2行目 （イメージ作成について） 1行目から 2行目まで
打合せ記録簿（第 3回）	（環境影響評価の進め方の説明、協議について） 2行目から 6行目まで、10行目、14行目、17行目及び19行目から20行目まで
打合せ記録簿（第 4回）	(2) フォトモンタージュについて 8行目
打合せ記録簿（第 6回）	(3) 報告書の内容確認（事例集） 1行目から 2行目まで (4) 報告書の内容確認（環境アセス） 1行目及び 7行目
打合せ記録簿（第 8回）	(2) 事例集について 1行目及び 4行目から 5行目まで (3) 特記仕様書の変更について 1行目から 3行目まで
打合せ記録簿（第10回）	(1) 模型について 7行目から10行目まで